

令和8年度

いじめの防止等のための対策に 関する基本的な方針

平成25年11月25日作成

平成26年 3月確認

平成27年 3月確認

平成28年 3月確認

平成29年 3月確認

平成30年 3月確認

平成31年 3月確認

令和 2年 3月確認

令和 3年 3月確認

令和 4年 3月確認

令和 5年 3月確認

令和 6年 3月確認

令和 7年 3月確認

令和 8年 3月確認

宮城教育大学附属特別支援学校

平成 25 年 6 月 28 日に公布された「いじめ防止対策推進法」により、「いじめ」を次のように定義している。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

1 基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命又は身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。

本校では、「いじめを許さない学校作り」をこれまで以上に推進する。また、児童生徒の尊厳を保持するために、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速で的確な対応等、いじめの予防と解決のための総合的な対策を講ずることに教職員一丸となり取り組むこととする。

2 いじめ問題対策委員会の設置

深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの予防と解決のための総合的な対策を推進するために、宮城教育大学附属特別支援学校いじめ問題対策委員会を設置する。

(1) 所掌事務

次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずる。

ア いじめの実態把握に関すること

イ 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること

ウ その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

(2) 構成

いじめ問題対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

・委員長は校長、副委員長は教頭とする。

・委員は、教頭、教務主任、生徒指導主事（指導部長）

各学部主事、特別支援コーディネーター、養護教諭とする。

・必要に応じて、PTA会長、副会長、宮城県警中央警察署、各保健福祉センター、仙台市健康福祉局障害者支援課・障害高齢課、仙台市発達相談支援センター、仙台市児童相談所、人権擁護等の関係機関と連携を図り、参加を要請する。

3 基本的施策

(1) 道徳教育等の充実

① 推進体制

- ・児童生徒の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全般を通して適切に行う。
- ・各教科・各領域との関連を図る。
- ・児童生徒の実態に応じた全体指導計画を作成し指導に当たる。
- ・家庭及び地域社会との連携を十分に図っていく。

② 各学部の主なねらい（いじめに関連した事項を中心に）

ア 小学部

- ・感謝と思いやりの心を持ち、豊かな対人関係を築く。
- ・社会生活上のきまりを守る。

イ 中学部

- ・生命尊重、公共心、向上心、規律を守ろうとする気持ちを育む。

ウ 高等部

- ・感謝と思いやりの心を持ち、自他を尊重した豊かな人間関係を築く。

③ 具体的な取組

ア 児童生徒会活動等

- ・異年齢集団による交流

イ 交流及び共同学習

- ・学校間交流（附属小、附属中、附属幼稚園の幼児・児童生徒との交流）

ウ 学校環境整備

- ・校内の美化活動、清掃活動
- ・全体清掃

エ 家庭・大学との連携

- ・家庭や大学との連携に基づいたQOLの向上
- ・大学での作業班での販売会等の活動
- ・個別の教育支援計画の活用

(2) 早期発見のための措置

いじめを早期に発見するために、本校の児童生徒に対して定期的な調査やその他必要な措置を講ずる。

① 体制整備

- ・学校における相談体制の充実
- ・児童生徒の悩み等を受け止める体制の整備
- ・いじめ問題対策委員会の適時、適切な開催と各学部の連携

② 組織的対応

- ・学校全体での対応
- ・教職員間の緊密な情報交換や共通理解の深化
- ・共通理解と共通行動の徹底
- ・教職員向けいじめ対応に関する研修会の実施

③ いじめ発生時の対応

- ・学校のみならず保護者の訴えに対する謙虚な傾聴
- ・関係者全体で取り組む姿勢の醸成

④ 啓発活動

- ・日頃から、いじめに対する方針や指導計画等の情報を家庭や地域に公表
- ・保護者や地域の方からの理解と協力

(3) 相談体制の整備

常日頃から、児童生徒がいつでも、誰でも、どこでも安心して相談できるよう、雰囲気作りに努めることが大切であるとする。

① 養護教諭の役割強化

- ・児童生徒の僅かな変化を見逃さない観察力
- ・保護者との関係強化と情報収集力の育成

② スクールカウンセラーの活用

- ・児童生徒及び保護者からの相談への的確な対応
- ・教員に対する適切な指導助言
- ・教職員のいじめに対する資質能力の向上を図る上での助言

③ 校内における相談組織体制の強化

- ・学部間のより一層の連携強化
- ・学級担任、学部主事、教務主任、教頭、校長の報告・連絡・相談体制の常態化
- ・学部の教員、校内の教職員のマンパワー活用

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

① 講習会の開催

- ・ネット被害と未然防止対策（講師は、宮城教育大学情報処理センターの先生等）

② 保護者向けフィルタリング機能の普及促進

③ 本校の教職員、保護者、スマートフォン等を携帯している生徒向けの情報モラルの啓発

(5) 人材の確保

① 外部専門家（教育相談を中心に）の活用

- ・スクールカウンセラーの積極的活用

② 常日頃からの連携と情報の共有化

ア 仙台市関係

- ・仙台市発達相談支援センター（北部・南部）
- ・仙台市児童相談所
- ・仙台市障害者更生相談所
- ・仙台市健康福祉局健康福祉部障害者支援課

イ 保健福祉センター（仙台市健康福祉局健康福祉部障害高齢課）

- ・仙台市青葉区保健福祉センター
- ・仙台市宮城野区保健福祉センター
- ・仙台市若林区保健福祉センター
- ・仙台市太白区保健福祉センター
- ・仙台市泉区保健福祉センター

ウ その他の機関

- ・宮城県こどもセンター
- ・法務省人権擁護局
- ・法務局人権擁護部人権擁護委員

(6) 調査研究の推進

いじめの防止及び早期発見のための方策、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方等、いじめ防止のために必要な事項やいじめ防止のための対策の実施状況について調査、検証を行う。

① アンケート調査の実施

- ・児童生徒、保護者を対象として、年に2回（5月、11月）に学校生活アンケートを行う
- ・学部会でいじめに関する案件や気になることがないか確認し、毎月の運営委員会と職員会議の場で共有する。

② 定期的な面談

- ・カウンセラー等と児童生徒との面談
- ・カウンセラーと保護者との面談
- ・メンタル相談員と教員との面談

③ 児童生徒の行動観察

- ・学級担任、学部主事を中心とした常日頃の行動観察
- ・養護教諭による行動観察
- ・学習支援室教員、教務主任、教頭、校長による行動観察

④ 連絡帳、登校時下校時の面談等による情報収集

- ・学級担任、学部主事を中心に連絡帳等からの認知
- ・メール等からの認知（教務主任、情報教育担当者）

(7) 啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制や救済体制等について必要な広報及び啓発活動を行う。

① 教育相談のお知らせ

- ・児童生徒に対する学級担任などからの呼び掛け
- ・保護者向けプリントの配布
- ・教育相談だよりによる事案の紹介等

② 各種研修会の開催

- ・心身に及ぼす影響、防止の重要性、救済体制等の研修会を開催
- ・教職員、保護者、地域の方を対象とした研修会
- ・必要に応じて児童生徒向けの研修会の実施

4 個別のいじめに対する措置

児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われた場合等、速やかに当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うために次に示す措置を講ずる。また、いじめを止めさせるとともにいじめの再発防止を徹底して図り、複数の教職員により、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。

(1) いじめの事実確認

① 本人からの聞き取り

- ・ 5W1H（いつ、どこで、誰に、何を、どのように）により、事実関係の的確な把握
- ・ 直接聞き取りの実施、不可能な場合には文書やパソコンを介した聞き取り
- ・ 必要に応じて保護者同席
- ・ 時間を掛けた聞き取り
- ・ 複数の教職員の同席、必要に応じてマンツーマンの聞き取り
児童生徒本人の希望を優先
- ・ 児童生徒本人の話に傾聴する姿勢
- ・ フラッシュバックも十分に考慮しながらの聞き取り

② 友達、周囲からの聞き取り

- ・ 5W1H（いつ、どこで、誰に、何を、どのように）により、事実関係の的確な把握
- ・ 直接聞き取りの実施、不可能な場合には文書やパソコンを介した聞き取り
- ・ 児童生徒一人一人からの聞き取り
- ・ 複数の児童生徒一緒の聞き取り
- ・ 複数の教職員の同席

③ 事実関係の照合

- ・ 児童生徒本人、友達や周囲の児童生徒からの情報を照合
- ・ 相違点に係る事項の再聞き取り

(2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

必要に応じて、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、使用する教室以外の場所での学習を認めるなど、必要な策を講じる。また、いじめを受けた児童生徒の保護者、いじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きないように、いじめの事実に関わる情報を双方の保護者と共有するための措置も十分に考慮する。

① 児童生徒に対する支援

- ・ 児童生徒のつらさや悔しさを十分に受容
- ・ 具体的な支援内容の提示
- ・ 称賛、認め励ましによる自信の喚起
- ・ 人間関係の確立
- ・ 自己理解の深化、改善点の克服
- ・ 継続的で十分な心理的ケア

② 保護者に対する支援

- ・ 的確ないじめの事実の報告
- ・ 児童生徒本人を守る確固たる姿勢
- ・ きめ細かなコミュニケーション
- ・ 信頼関係の構築

(3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを確実に認識させる。

① 児童生徒に対する指導

- ・ 事実関係、背景、理由等の確認
- ・ 不満や不安等の訴えの対する十分な傾聴
- ・ いじめられる児童生徒のつらさ、悔しさへの気付き
- ・ 課題解決のための援助
- ・ 役割体験等を通した所属意識の高揚
- ・ 十分な心理的ケア
- ・ 毅然とした指導の必要性
- ・ いじめを行った児童生徒に対する懲戒については慎重に検討

② 保護者に対する助言

- ・ 事実の的確な報告
- ・ 相手側の心情（怒り、不安等）の理解
- ・ 具体的な助言
- ・ 立ち直りへの協力
- ・ 必要に応じて関係機関との連携（福祉的な立場から）

5 重大事態への対応と保護者連携

① 重大事態の判断基準

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに「重大事態」として認知する。

② 保護者への説明と意向確認

重大事態の疑いが生じた段階で、速やかに当該児童生徒及び保護者に対し、重大事態調査の趣旨、調査主体の在り方、調査の手順等について丁寧に説明を行う。

③ 支援の方向性の共有

調査の実施にあたっては、学校と家庭が密に連絡を取り合い、児童生徒の安全確保と心のケアを最優先とした支援の方向性について合意形成を図る体制を整える。

④ 重大事態発生時の対応体制

生命・心身・財産への重大被害、または年間 30 日目安の欠席が生じた

重大事態調査について保護者へ説明

宮城教育大学法人（学校の設置者）への報告：重大事態に該当するかを判断

学校・法人で調査体制を整備

※必要に応じて、文部科学省、宮城県教育委員会等の調査経験者から指導・助言を受ける体制を構築する。

学校・保護者・大学・外部専門家が連携し、迅速に実態把握に努める

6 関係機関との連携

いじめを受けた児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言、その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下、適切に行われるよう関係機関、学校、課程、地域社会等の連携の強化、その他必要な体制整備に努める。

① 公的機関

① 仙台市障害高齢課、障害者支援課 TEL（仙台市役所）022-261-1111

ア 障害高齢課・・・民生委員児童委員による地域における各種相談や援助活動、福祉サービスの情報を提供

イ 障害者支援課・・・地域生活支援係（障害者の在宅、保健福祉に係ること、障害者総合相談に関すること）

障害保健係（精神保健、福祉に係ること）

施設支援係（障害者関係施設に係ること）

指導係（障害支援区分に関すること）

② 仙台市発達障害支援センター

（北部 TEL022-375-0110、南部 TEL022-247-3801）

・発達障害のある人とその家族が地域で生活していくための相談支援

③ 仙台市児童相談所 TEL022-718-2580

・虐待、育児不安、情緒不安定、非行、不登校などについての相談

④ 宮城県中央児童相談所（まなウェルみやぎ内） TEL022-784-3583

(2) 警察関係

① 所轄の警察署

いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときには、所轄の警察署と連携し対処する。本校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し適切に援助を求める。

仙台中央警察署 TEL022-222-7171

仙台北警察署 TEL022-233-7171

仙台南警察署 TEL022-246-7171

仙台東警察署 TEL022-231-7171

7 その他

(1) 学校評価における留意事項

いじめに関し適正に学校評価を行うに当たり、次のことに留意する。

- ・いじめの事実隠蔽がないこと
- ・いじめに関する適切な実態把握
- ・いじめに対する措置の適切性
- ・いじめの早期発見の取組
- ・いじめ再発防止のための取組

(2) 学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるよう、附属学校間でこれまで以上の連携

協力体制を整え、事案・措置等の情報の共有化を図る。

(3) 教職員に対する研修

- ・ いじめ理解の深化・・・いじめ対応に係る研修会への参加等
- ・ 適切な学級集団、学部集団づくりの推進する力の育成
- ・ 問題解決に向けた教職員同士の円滑なコミュニケーション能力の育成
- ・ 常日頃からの情報交換
- ・ 陰湿ないじめに対する認識の強化

これまで以上の目配り・気配り・心配り

教職員の気付かないところで続いているいじめ

継続した注意

適宜、適切な指導